

小坂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 5,489	千円 4,723,175	千円 155,442	千円 690,031	% 15.1	% 14.0

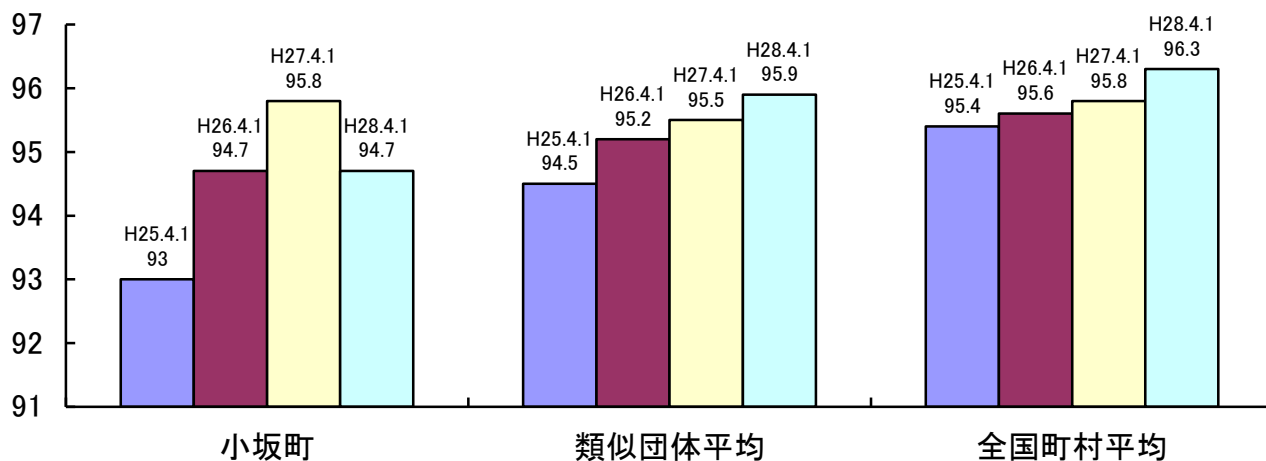
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 67	千円 241,771	千円 34,465	千円 99,938	千円 376,174

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
千円 5,614	千円 5,591

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成27年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため未記載

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成28年1月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国・県の見直し内容を踏まえ、引下げ改定。

激変緩和のため、3年間（平成30年12月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小坂町	43.2 歳	314,108 円	344,455 円	321,255 円
秋田県	42.9 歳	334,100 円	400,656 円	367,401 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	306,281 円	351,316 円	330,599 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
小坂町	49.8 歳	3 人	294,964 円	334,469 円	313,569 円	自家用自動 車運転者	48.6 歳	229,400 円	1.45
秋田県	50.5 歳	274 人	333,500 円	376,857 円	354,825 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	5 人	270,982 円	292,247 円	281,193 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		小坂町	秋田県	国
一般行政職	大学卒	178,201 円	178,201 円	176,700 円
	高校卒	145,829 円	145,829 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	143,207 円	143,207 円	—
	中学卒	135,139 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	318,887 円	361,579 円	383,282 円
	高校卒	— 円	312,303 円	331,752 円	354,959 円
技能労務職	高校卒	— 円	* 円	— 円	* 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注)個人が特定されるものについては公表しない

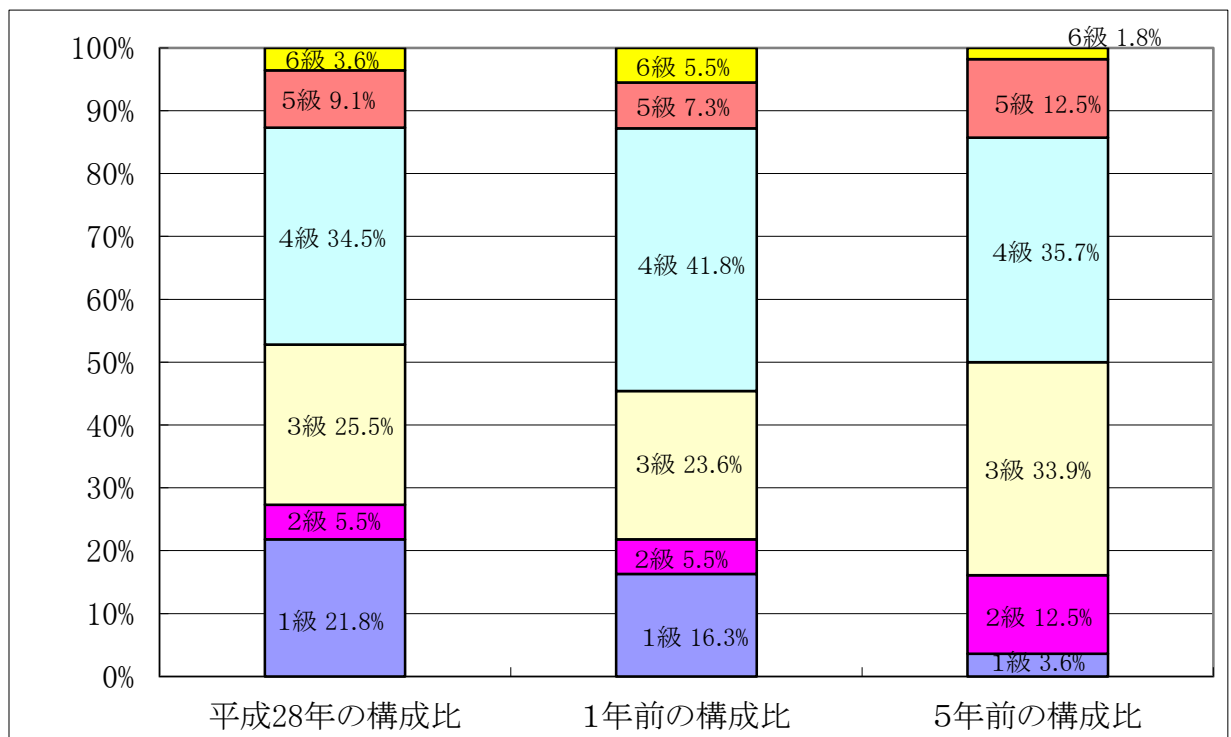
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	2人	3.6%	319,694 円	412,476 円
5級	課長・事務局長	5人	9.1%	288,632 円	395,130 円
4級	課長補佐・主査	19人	34.5%	262,109 円	383,028 円
3級	主査・主任	14人	25.5%	228,324 円	351,764 円
2級	主任・主事	3人	5.5%	191,816 円	305,575 円
1級	主事・主事補	12人	21.8%	141,290 円	248,191 円

(注) 1 小坂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	小坂町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用		○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○			
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小坂町	秋田県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,431 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,652 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.55月分 (1.4)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.55月分 (1.4)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%、 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	小坂町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

小 坂 町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分		勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分		最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45％）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45％）			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
		20,072 千円	23,461千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		14 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		1,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		15 %		
手当の種類（手当数）		6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
町税及び使用料業務手当	税務班職員	滞納処分に関する業務	—	日額500円
行旅死亡人取扱作業手当	福祉課職員	行旅死亡人取扱い作業	—	1回1,000円
滅失個体埋葬処理手当	学習振興班職員	特別天然記念物の滅失 個体処理	14 千円	1回1,000円
防疫等作業手当	福祉課職員	感染症処理	—	日額 500円
家畜伝染病作業手当	農林班職員	家畜伝染病作業	—	日額 500円
精神病疾患患者移送手当	福祉課職員	精神病疾患患者を医療機 関へ移送作業	—	1回 500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	9,385 千円
職員1人当たり平均支給年額（27決算）	130 千円
支給実績（26年度決算）	7,823 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	124 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（配偶者13,000円、その他6,500円～11,000円）	同		千円 8,952	千円 213
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給（月額27,000円以下）	同		千円 2,437	千円 203
通勤手当	通勤のために交通機関・交通用具を使用している職員に支給	異	地理的事情を考慮して交通用具使用者の限度額が異なる	千円 2,281	千円 67
管理職手当	管理職員に支給（月額32,000円）	同		千円 2,688	千円 384
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給	同		千円 —	千円 —
管理職員特別勤務手当	夜間・休日等に勤務した管理職員に支給	同		千円 284	千円 40
寒冷地手当	11月～3月に手当支給地域に勤務する職員に支給（月額7,360円～17,800円）	同		千円 4,755	千円 63

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	628,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 830,000 円 / 345,000 円
	副 市 町 村 長	534,600 円 (円)	650,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	253,000 円 (円)	365,000 円 / 200,000 円
	副 議 長	229,000 円 (円)	316,000 円 / 168,000 円
	議 員	222,000 円 (円)	301,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.05 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.05 月分の100分の80	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×48月×100分の47 給料月額×48月×100分の28	(1期の手当額) 14,167,680 7,185,024 (支給時期) 4月 10月
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

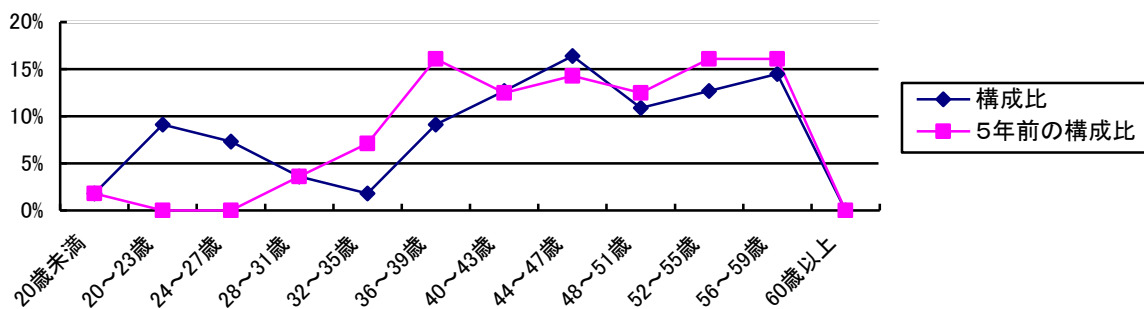
(各年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通 会 計 部 門	一般 行政 部 門	議会	1	1		業務増 業務増、兼任割合変更 業務統合
		総務・企画	20	22		
		税務	4	4		
		民生・衛生	18	17		
農林水産		6	6			
商工 土木		5	4			
	計	59	59		<参考> 人口1万人当たり職員数 66人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.27人)	
	教育部門	11	9	-2		
	小計	70	68	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 75人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 124.36人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	2	2		再任用	
	下水道	1	1			
	その他	3	2	-1		
	小計	6	5	-1		
合計			76	73	-3	
			[90]	[90]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	4人	2人	1人	5人	7人	9人	6人	7人	8人	0人	55人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	57	56	58	59	59	+3 (5.3%)
教育	14	13	12	11	11	9	-5 (-35.7%)
普通会計計	70	70	68	69	70	68	-2 (-2.9%)
公営企業等会計計	8	8	7	7	6	5	-3 (-67.5%)
	78	78	75	76	76	73	-5 (-6.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。